

【委員会記録】

中山副委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13 時 06 分)

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の 11 月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】(資料①②)

- 議案第 1 号 平成 23 年度徳島県一般会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 8 号 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について
- 議案第 20 号 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理者の指定について

【報告事項】

- 徳島県男女共同参画基本計画(第 2 次)について(資料③④)
- 徳島県青少年の健全な育成に関する基本計画について(資料⑤⑥)

松井県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、11 月県議会定例会に提案を予定しております県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、債務負担行為並びにその他の議案等といたしまして、条例案が 1 件及び指定管理者の指定についてでございます。

説明資料の 1 ページをお開きください。

債務負担行為についてでございます。

自然環境課所管の徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の管理運営協定につきまして、平成 24 年度から平成 26 年度にかけまして、6,057 万 6,000 円の債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

2 ページをお開きください。

その他の議案等の条例案でございます。

条例案といたしましては、特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について、提出することとしております。

これは、特定非営利活動促進法の一部が改正され、地域に根差した公益の増進に資する特定非営利活動法人に係る認定及び仮認定の制度が導入されたこと等に伴い、所要の整備を行うものでございます。

施行期日としましては、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしております。

続きまして、指定管理者の指定についてでございます。

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里につきまして、先ほど、債務負担行為について御説明いたしましたが、この施設における指定管理者の指定につきまして、議決をお願いするものでございます。

施設の指定管理者として、特定非営利活動法人大川原を平成 24 年4月1日から平成 27 年3月 31 日までの3カ年間指定しようとするものでございます。

なお、お手元に御配付しております、資料1の指定管理候補者の選定結果についてに選定理由等を記載しておりますので、御参照ください。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

引き続きまして、この際、2点御報告させていただきます。

1点目は、徳島県男女共同参画基本計画(第2次)についてでございます。

お手元の資料2の徳島県男女共同参画基本計画(第2次)についての1ページをごらんください。

この計画は、平成 23 年1月に、徳島県男女共同参画会議に諮問し、3回にわたる基本計画策定部会での検討を踏まえ、去る 10 月 24 日、同参画会議において、資料3のとおり中間取りまとめがなされたところでございます。

資料2に返っていただき、2の計画・中間取りまとめの骨子でございますが、(2)計画の期間については、平成 24 年度から 28 年度までの5年間としております。

また、(3)計画の性格については、男女共同参画社会基本法第 14 条及び徳島県男女共同参画推進条例第8条で策定を義務づけられたものであります。

(5)計画の主要課題及び推進方策としましては、9つの主要課題を設定し、これらの課題解決を図るため 30 の推進方策を掲げております。

その概要につきましては、一覧表を裏面に掲げてございます。

それでは、裏面をごらんください。

主要課題と推進方策の一覧でございます。

今回の計画では、新たな主要課題としまして、(9)の地域社会における男女共同参画の推進を掲げてございます。

これは、先般の東日本大震災により、だれもが地域とのつながりの大切さを痛感し、改めて防災・減災対策など地域活動における男女共同参画のあり方が問われている中であって、地域の力を高める観点から盛り込んだものでございます。

今後は、県議会での御論議を初め、パブリックコメントやシンポジウムを通じて、県民の方から広く意見をお聞きし、年度内の策定に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目は徳島県青少年の健全な育成に関する基本計画についてでございます。

お手元の資料4、徳島県青少年の健全な育成に関する基本計画についての1ページをごらんください。

この計画は、平成 23 年2月に徳島県青少年健全育成審議会に諮問し、3回にわたる基本計画策定部会での検討を踏まえ、去る 10 月 14 日に同審議会において、資料5のとおり中間取りまとめがなされたところでございます。

資料4にお戻りいただいて、2の計画・中間取りまとめの骨子でございますが、(2)計画の期間については、平成 24 年度から 28 年度までの5年間とし、定期的に検証・見直しを行う進化する計画としております。

また、(3)対象とする青少年の範囲については、おおむね 30 歳までの青少年とするともに、ニート・ひきこもりなどの円滑な社会生活を営む上で困難を有する 30 歳代も対象とすることとしております。

続きまして、裏面をごらんください。

(5)計画の基本目標及び施策の方向としましては、3つの基本理念を実現するための3つの基本目標を設定し、これらを達成するために16の施策の方向を掲げております。

このうち主なものとしましては、基本目標(1)の⑤政策・方針決定過程への若者の参画の促進としまして、県の審議会等への若年者の登用促進の取り組みや、基本目標(3)の⑤社会環境の健全化の推進では、インターネット環境への対応として、フィルタリング・サービスの普及啓発やユースサポーターによるネットパトロールの実施などに取り組むこととしております。

今後は、県議会での御論議を初め、パブリックコメントやシンポジウムを通じて、県民の方から広く意見をお聞きし、年度内の策定に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中山副委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

古田委員

報告のありました指定管理候補者の選定結果についてということで、今回、特定非営利活動法人大川原というところが選ばれたようですけれども、前回と比べてどうなのかということと、あわせて指定管理料との比較で1年間では2,019万1,500円となっておりますけれども、今現在の契約とはどういう違いがあるのかということと、管理者が違うということになると、今まで働いていた方々はどうなるのかということもお尋ねをしたいと思います。

岩野自然環境課長

佐那河内いきものふれあいあいの里の指定管理の件ですけれども、今回、NPO法人が指定管理者となりました。従前は佐那河内村が管理をしておりました。今回、NPO法人が管理をすることになりまして、地方公共団体が管理するよりも、事務処理等の意思決定に要する時間が短縮されましてスムーズな事業執行が行えるようになり、また、自由で柔軟な発想に基づく自主事業を企画し実施することができるようになるのではないかと考えております。

管理料でございますけれども、現在は平成21年度から23年度までということで2,051万円7,000円、これが24年から26年が消費税を含めて2,019万1,500円と約32万円ほど減額をしておりますけれども、これにつきましては、外部の委託の料金でありますとか、原材料費の見直しということで、若干、需用費の部分について減額をさせていただいております。

それから、ここで働いておられる方につきましては、1人の方は年齢的にも大分きたということでおやめになるということを聞いております。ほかの方につきましては、引き続きお手伝いをしていただけるということ

聞いております。それから、新しいNPO法人の中に理事として現在働いておられる方が御参加をされておりまして、引き続きNPO法人の中で活動していきたいということも聞いております。

古田委員

3年ごとの指定管理者の選定というのは、そこで働いている方々にとってはどうなるかということで心配もあろうかと思しますので、今のところ年齢がいった方が退職で、あの方々は引き続いて業務に当たられるということで、しっかり雇用も守っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

どんどん、どんどん給料を下げていくというような方向にはならないように、今後ともしていただきたいと思っています。

続いて、自然エネルギーの取り組みについてお伺いをしたいと思います。新聞報道ではメガソーラーとか風力、小水力の候補地ということで27カ所を県が発表したということで、それぞれの市町村とも協力しながらやっていこうということですが、今の取り組みですが、どのくらいまで高めていくのか、それぞれ目標を持って取り組んでいく必要があると思うんですが、エネルギー全体に占める自然エネルギーの割合をどういうところまで高めていこうとされているのかお伺いをしたいと思います。

平島環境首都課長

自然エネルギーをどこまで高めていこうという御質問でございますが、現在、自然エネルギーも含めまして国のエネルギー政策全般にわたりましては、経済産業省でありますとか内閣府等で会議を持って国全体の課題ということで議論がなされているところでございます。

本県におきましては、地球温暖化対策推進計画を本年の8月に立てまして、例えば、家庭等で太陽光パネル等を設置する場合には、26年度までに1万3,000カ所設置するということとか、そういった内容を含めて設置箇所等を定めているところでございます。そういった目標値を定めておりますので、その方向に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

古田委員

9月議会でも、我が党の本会議での質問でも、その地域の雇用もあわせて木質バイオマス等、今、本当に限界集落というところがどんどんふえてきているということもありますが、やっぱり森林とか農業そういった面を振興させていくということとあわせて自然エネルギーもぜひ進めたらどうかという点では、やっぱり徳島県は75%も森林が占めているという状況ですので、森林の間伐とかをもっともって利用して、そういう地域振興とあわせて自然エネルギーを組み合わせるという方向でもぜひ進めていただきたいと思うんですが、その点はいかかでしょうか。

平島環境首都課長

自然エネルギー関係のものも含めまして地域振興に役立てていったらどうかというお話でございますが、県におきましては、去る11月15日に自然エネルギー立県とくしま推進委員会というものを有識者で設置しております。それに基づきまして、年度末までに戦略を策定し、今後始まるであろう固定価格買取制度に合

わせまして集中的に施策を推進していくこととしていところでございます。そういった戦略の中に、地域活性化に向けた方策等も御議論をいただきながら、自然エネルギーとして地域の活性化をどういった形で図っていくかということも含めまして御議論をいただいてまいりたいと考えております。

古田委員

この前、自然環境課の方も参加されておりましたが、高知県の梶原町の前町長さんを招いて講演会、シンポジウムなどがあったんです。梶原町の場合は風力、小水力、太陽光、バイオマス、地中熱といろんな方面で工夫をされて取り組まれて、町の電力の27%を自然エネルギーで賄っているという先進的な取り組みをされているという前町長さんのお話だったんですけれども、やはり、いろいろ委員会をつくられて検討されているということで、ぜひ、徳島県でもいろんな多方面にわたって、多彩な自然エネルギーの方策をやっていたきたいというふうに思います。

小水力の問題では、佐那河内のほうで実証実験も行い、上勝町や那賀町のほうでも採用していくということで取り組まれておりますけれども、ぜひ、大いに進めていただきたい。そして、原発に頼らなくても、徳島県では自然エネルギーを大きく爆発的に普及していくことによって、進められるようにお願いをしておきたいと思いますが、部長さんいかがでしょうか。

坂東環境総局長

徳島県といたしましても自然エネルギーを積極的に導入していこうと、これは去る8月に策定いたしました徳島県地球温暖化対策推進計画の中でも特に重点プロジェクトの中に、自然エネルギーを積極的に活用していこうという意志を既に表明してございますので、そういう観点で今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

古田委員

積極的に進めてくださるようお願いしておきたいと思います。

次に、いろいろ問題になっております美馬市の拝原の問題、最終処分場を環境省のほうからこれは違反ですと、そして国土交通省のほうからは堤防を築くけれども、その廃棄物が埋められているところを取り除かなければできませんということで、堤防の内側の田んぼなどのところを、そこへ移しかえようということで、今は調査をされているんです。いろんなどういものが過去にあったかということで調査が始まっているんですけれども、今までも、私ども同僚議員が質問をしてきたんですけれども、この問題は一般廃棄物だから県は関係ないという答弁なんです。もとのこの問題が環境省のほうからも指摘をされて、最初に拝原最終処分場の適正処理検討委員会というものを2006年につくった際には、県も委員の一員として入って、そして検討されてきたんです。それは、間違いないでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長

委員御指摘のとおりでございます。平成18年度に環境省、国土交通省、県、つるぎ町及び専門家を交えた拝原最終処分場適正処理検討委員会を設置し、県もその中に一員として入っております。

古田委員

そのときに、適正処理のいろいろと検討をされてこられたという経過もあって、その問題に対しても県もやっぱり責任があると思うんですけれども、今の美馬市がとっている状況、そして周辺の方々とか阿波市とか徳島市からは、計画の見直しを求める意見書が採択されて美馬市のほうへも送られているわけなんですけれども、こういった状況をどのようにつかんでおられて、対応されているんでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長

平成 18 年度のときには、拝原最終処分場適正処理検討委員会を設置しまして、その中で処分場の近接の堤内地に新処分場を設置し、埋設廃棄物を選別しながら新処分場に全量移動した上で処分場を埋め戻すことというふうな答えを出しております。

その後、美馬環境整備組合は、その事業執行について、平成 19 年度に循環型社会形成推進地域計画を策定し、新処分場の建設に反対する地元住民の理解が得られる状況ではなかったということで 19 年度、20 年度は事業に着手しなかったと。その後、反対者も含めた地元住民もメンバーに加わって、その中でいろいろな議論を行ったと聞いておるところであります。

県のかかわり合いでございますけれども、一般的に一般廃棄物最終処分場の適地の選定とかその手法については、市町村あるいはその地区の事務組合がその責任と権限で行うべきものであると考えておりますので、県としては市町村に対して技術的な指導、助言に努める立場にあるということでございます。

古田委員

市町村の責任のようにおっしゃいますけれども、埋め立てられている廃棄物を掘り出して調べたら、可燃物が 80% 以上で医療廃棄物とか産業廃棄物とか多量にまざっていると。5 町から持ってきてるんです。脇町、美馬町、穴吹町、貞光町、半田町とその周辺の 5 町から運ばれたゴミを持ってきて、どんどん焼いていたということでは、ダイオキシンや重金属類、こういったものも入っているんじゃないかということが心配されるわけです。ですから、そういった埋め立てられている廃棄物の状況を見ますと、一般廃棄物ですよということだけでは片づけられないものも含まれていると思うんですけれども、県は市がやっていることをそのまま見ているだけなんじゃないでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長

先ほど申しましたように、新しい隣接する堤内地に新処分場を設置し、埋設廃棄物を選別しながら、新処分場へ全量を移動した上で処分場を埋め戻すという適正処理を行うということでございます。何もかも今の状態をそのまま新処分場に埋め戻すものではなくて、今の現処分場の中で出てきた廃棄物を選別しながら処分していくということでございますので、今現状の吉野川河川敷の中にある、現廃棄物処分場のほうが非常に問題があるのではないかと考えております。

古田委員

そこへ違法に捨てているわけですから、住民の方も早く取り除いてほしいというのは、これはみんなの共通の願いですので一日も早くのけると。ここは吉野川の水がたくさん出るとつかるようなところにありますので、早くのけてほしいというのがみんなの願いで、それは一緒です。

しかし、2回目の栢原最終処分場検討委員会が設置をされて、9回の論議を経て出した結論というのは、安全性が確保できない新たにつくろうというところは、扇状地のようなところで、すぐ隣合わせですからそういうところではやはり大きな水が出ると被害が出そうなところだし、そしてまた上流からの水も内水でたまるといようなところで、やっぱり場所に問題があるのではないかとということで、この検討委員会では計画は認められないということで否決をしているんです。そういった状況があるのは御存じだと思うんですけども、やっぱりそういった問題のときに、県はただそれぞれ適切にやっているだろうということで、黙って見ているんでしょうか。やっぱりそういう検討委員会で安全性にいろいろと問題がありますよと、計画をそのまま続行してはだめですという結論が出されているのに、美馬市のほうはそれを進めようということで、今、遺跡の発掘調査にかかっているわけです。やっぱり、そののところには県もどういう状況か、どうすれば一番いいのかということには県もかんで、最初の最終処分適正処理検討委員会ではメンバーで頑張ってこられたんですから、やはり県としても美馬市と一緒に取り組んでいくべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長

先ほども申しましたように、一般廃棄物の処理に関しては市町村の固有事務でありまして、都道府県がそれに口を挟んでその方向性を曲げるといったことはできません。今回、古田委員さんが言っているような、美馬市あるいは美馬環境整備組合が決定したことについて、我々としては技術的な助言というものに廃棄物処理法上はなっておりまして、それ以上の関与はできないと考えております。

古田委員

事前委員会ですのでこら辺でおきたいと思いますけれども、埋め立てされている廃棄物というのは、産業廃も入っている、医療廃棄物も入っている、それをより分けて適切な処理をするというふうには言っておりますけれども、やはり、大水が出るとつかってしまうような位置ですので、そういった立地のことも含めて、阿波市や徳島市のほうからは見直しをしてほしいという意見書も可決され送られているといった状況の問題ですので、ぜひ、それは美馬市の問題ですよというふうなことで置かないように取り組んでいただきたいと強く思います。また論議をしたいと思います。

藤田委員

今、古田委員さんのほうから、私も当地区の住民ですが誤解もあるのか、どうなのか。いろんな住民サイドから見たときの状況なんですけど、当然、一般廃棄物、産業廃棄物、多分、事務組合ができて、廃棄物処理をやるとき、そのときの状況とその後の廃棄物処理法の変更、こういうことが私どもの処分場にもあった。廃棄物処理法の変更に伴って、新しい処理地には新しい処理法、そして品目等もいろいろ厳選された中で処

理の仕方が変わってきたのかなと私はそういう考えがあるんですけども、私の認識が間違っているのかどうか、まずお聞かせいただきたい。

川端ゴミゼロ推進室長

制度の変遷についての御質問でございますけれども、昭和46年9月24日に廃棄物処理施設が届け出制になってございます。最終処分場は対象施設から除外されているということでございます。その後、廃棄物処理法が改正されてきておりましたけれども、現在の拝原最終処分場については、当時は適法であった。ところが廃棄物処理法の改正によりまして現行の規制の部分に関しては、周辺に与える影響が大きいということで何らかの措置を加えなければならないということで、旧厚生省のほうから不適正処分場として公表された経緯がございます。

その後、県の指導によって美馬環境整備組合のほうに対して早期に是正していただきたいと指導もしまして、長年、美馬環境整備組合で検討を続けてまいったわけでございますけれども、このたび、そうした形で結論が得られたということで、県としても環境整備組合、美馬市とつるぎ町なんですけれども、その結論を十分尊重しながら今後、技術的な指導、助言に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

藤田委員

いろんな変革で処理方法が変わって、それはそれなりにそのときの行政で対応しながら変革して、改良するところはやっていくということだろうと思うんですが、再度伺いたいんですが、一般廃棄物処理、多分そのときには、そういう形で公的な機関がやっておったと。それから、だんだん医療廃棄物とか産業廃棄物が分類されて、いわゆる産廃と一廃を分けてしまうと、こういうような経緯で来てるんだろうな。そんな中で、今、古田委員さんから話があった。当然、新しい用法にしたときの指導をやるっていうことは当然だろうとは思いますが、そのときの県のかかわり方をもう一回説明してくれますか。

中山副委員長

小休します。(13時41分)

中山副委員長

再開します。(13時42分)

藤田委員

要するに先ほど来の話のとおり、今のままであるものを新しく変えなくてはならない。こういうことに県のほうは助言するんだろうなと、そういうことだろうと思うんですが、そうした場合に、今言ったような話が出たときに、今度、今、私どもも地元で住民との話もありますし、自治会の話もよく聞きます。今よりもよくしようというのは当たり前。そのために、わざわざたくさんのお金をかけて環境整備をやる。そのときに、次にで上がる施設、これの管理っていうのは、例えば、そこへ入れるものは、管理状態をどのような形にさせて、そういう指導は県はどうするんですか。話わかりますか。

川端ゴミゼロ推進室長

でき上がった最終処分場の管理ということについての御質問でございますけれども、つくるまでについては、美馬環境整備組合から一般廃棄物の処理施設の設置届が県に提出されてきます。県はそれを構造基準とかに照らし合わせて、基準に適合すると認められる場合には、通知を出すと、オーケーですよということになります。

そして、その後、美馬環境整備組合は最終処分場の建設にかかっていくと。施設ができ上がった後の汚水処理等の管理ですけれども、これは美馬環境整備組合が今後やっていくということでございます。

藤田委員

多分、私どももそのとき、そのときで御迷惑もかけたりしながら特に阿波市の方なんかには、御存じのとおり吉野川の河川ですから、そこへ廃棄物処理をしておる。これが安全・安心かは別にしまして、地下水の汚染とかいろんなものが若干影響を及ぼすのかなと。だからこそ、そういうものをきれいにしていきたい、これは当然行政の責務でもありますし、やってもらわなんだら困る。

ただ、今回よくわからないのは、何で徳島市の人がそういう被害をこうむるのかなと。そして、市議会で反対まで起こるのかなと、非常に不可解。これは、県全体のことからいえばそうかもわからない。阿波市の人であれば、阿波の住民のための生活圏の問題。それが、ひいては徳島県全体の河川の中で徳島に来る。こうすることで反対かもわからんのですけれども、それをやると全県下、全部反対しなきゃならない。

ただ、そういう問題ではなくて、そのためにわざわざ巨額の金を投じて、新しい用地をつくって、そこを完全なものにして、これは私の思いですよ。そして、そこへそういう疑わしきものをに入れて、一説によれば十数メートル上がると。これは景観のほうでは、非常に問題があるかもわからん。だけど、全体的な徳島県の中の廃棄物処理のためのことであれば、当然、今のままより新しい方策に持っていく。一番いいのは、どっかへ持って行って処理してもらうのが一番いいんでしょうね、多分。ところが、そろばんというのがやっぱり入ってきますから、経済効率とか費用対効果とかも出てきますから、そういう面があるし、自分のとこの処理ですからできるだけ自分でやりたい。いろんな行政の考え方がある。当たり前ですけど、処分場ですから、処分地に合った処分場の規格がありますよね。コンクリートでやって、地下は何メートルぐらいまで掘って、そして汚水処理の管理は何年やる。そして、そこから出る汚水の処理が安全かどうか、そういうものを確認しながら長期間、行政がその確認をやっていくと。こういうので、間違いありませんか。

川端ゴミゼロ推進室長

藤田委員が言われたとおりでございます。

藤田委員

御迷惑かけて大変なことなんですけど、やはり行政の責任、県も市もお互いにそうでしょうし、私ども議員も当然りの話なんですけど、そういう監視をしながら、その新しい体制に向かって行政が進んでいく。そして、そこに出てくるのは隘路だけ、要するにこうしたものをするときに一番は地元、私も地元ですけれども、迷惑

施設はだれも要らない。だけど、それをするとすれば2番目に大事なのは、それが安全であるか、安心であるか、こういうことだろうと思うんです。だから、それを市町村で担保できないのであれば、それから今の法律とかいろんなものであれば、そこに対する県の役割をどうするのか。県が協力とかそういうんでなしに、監視としてする場合には、例えば、市町村がそういうことで決めてやる、こうなった場合に県の役割っていうのは、再度確認しますがどうということなんでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長

県の役割については、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、市町村に対して技術的な援助、助言という立場でございます。もし、市町村のほうからこういった内容の質問があれば、適切に県のほうから対処する立場にあるということでございます。

藤田委員

大体わかりましたけど、先ほどの古田委員さんの話のとおり、埋蔵文化財の調査というところまで入ってきているわけですが、いずれにしても、先ほど言いましたように、今のまま置いとったんでは、大変な迷惑がかかる。そのために、十数年来、環境組合も県のほうも、いろいろ審査しながら、あるべき理想の姿を探してくださいと、そういうことで今新しく踏み出し、処分をきちっとやろうと、そういう形で美馬環境整備組合は私は発進したと思ってるんです。だから、喜ばれこそすれ、怒られるような施設を行政がつくるっていうのはもってのほかなんです。私はそう思ってる。それには、たまたお互いの協力の中で住民に不安を残さないように。だから、例えば、美馬市とかつるぎ町と1市1町の問題と言いますが、やはり、県には県の責務があるんであって、その分は十分補ってんしていただいて、やはり行政全体でこの事業が行われた後、きちっとなるようにそういう形で、再度、市町村との話し合いをしながら、この施設を進めていただきたい。私からはそういうお願いをして終わらせていただきます。

長尾委員

2点ほどお聞きをします。

冒頭に説明のあった、この指定管理候補の選定結果についてであります。申請団体は大川原というNPO法人の1団体ということでありますね。1団体だったら選定結果というのは非常に難しいと思うんですが、ここしかないということなのか。そこで、ちょっとお聞きするんですが、この選定委員会の委員というのは、このふれあいの里のみの選定委員会なんですか。ほかにも、選定する人たちなんですか。ここだけをやるのがこのメンバーなんですか。

中山副委員長

小休します。(13時51分)

中山副委員長

再開します。(13時52分)

東端県民環境政策課長

ただいま、指定管理候補者の選定委員会の委員の選定についての御質問をいただきました。指定管理候補者の選定委員会につきましては、各部単位で委員会の設置要綱というのを定めて委員を構成しております。県民環境部におきましては、県民環境部の指定管理候補者選定委員会設置要綱というのを持っております。県民環境部の全施設に共通の委員として現在5名の委員をお願いしております。

さらに、いきものふれあいの里に係る委員として2名の委員さんをお願いしておるところでございます。これは、全施設共通の観点から審査をいただく委員さんのほかに、その施設、施設の業務内容、特殊性を踏まえまして、その業務に精通した専門家の方を入れる必要があるということで、いきものふれあいの里に係る選定委員さんにつきましては2名を特別に選定をしておるところでございます。

長尾委員

そこでお聞きをするんですが、ここの選定理由の1番に、生物関係にかかわる専門性を考慮したと書いてあったり、その次には生物多様性の普及・啓発に取り組む計画ということで、この生物の専門家というのが、この選定委員の中でどなたがこの生物の専門家なんでしょうか。松井部長さんなんかは専門家なんでしょうか。

東端県民環境政策課長

お手元の資料1にございます選定委員会名簿で、7名の委員をお願いしておるところでございます。このうち、生物の専門家といたしまして佐藤先生、徳島県環境審議会委員となつてございますが、徳島大学の総合科学部の准教授でございまして、専門分野が生物学、自然環境専攻の委員さんをお願いしておるところでございます。そのほか、県の職員といたしましては、松井部長、私、東端、それと岩野課長の3名が入っておりますが、岩野課長につきましては、自然環境課長ということで、いきものふれあいの里に係る特別の委員として選定をいたしております。

長尾委員

なかなか見ただけでよくわからなかったんで、あえてお聞きをいたしました。いずれにしても、今後、何年とかそれぞれあって、その都度、審査するんでしょうけれども、やはり、こういう専門性を考慮しなくちゃいけないところについては、そういう人がきちっとやって、1団体がいいのか、それとも、もっと多くの団体がいいのかわかりませんが、いずれにいたしましても県民から疑義を持たれないような選定委員で今後ともやっていただきたいと要請をしておきたいと思います。

それから、自然エネルギーというか、先ほど報告のあった11月15日に有識者による委員会があったということで、新聞報道しかわからないのでお聞きをするんですが、ここで、県及び市町村そういったところが太陽光発電等にそれぞれ出した用地について、有識者から今回の東日本大震災の津波といったことも考慮しなくちゃいけないという意見というか、懸念というか、寄せられたと書いてあるんですが、そういう中で空港隣接用地といったところとか、例えば、沖洲の用地そういったところも含めて、専門家からはどこの用地に懸念

を示したのか。津波被害があるので、そういうところはやるべきではないというその辺の御意見というのは、
どういう内容だったのか具体的に教えていただきたい。

平島環境首都課長

11月15日の自然エネルギー立県とくしま推進委員会の中での議論の内容ということでございます。

災害に強いまちづくりという形で、自然エネルギーの導入、促進をしていくという観点でこちらのほうから各
委員に御説明をいたしました。そういった中で、メガソーラーの候補地というのが比較的海岸部にあるという
御指摘がございまして、その中で委員のほうから、どちらの候補地というのではなくて、津波被害等も加味し
た形でメガソーラー等の推進を図るべきという御意見をいただいたところでございます。

長尾委員

津波被害想定地、海岸部として県及び市町村が出している中で、懸念されるところというのはどこか具
体的に言ってもらいたい。

平島環境首都課長

今回、各市町村及び県で取りまとめた候補地ということで、全体で27カ所ございます。その中で、メガソー
ラーの候補地として、各市町村から上がってきましたのを含めて18カ所ございます。例えば、県有地も含め
てということでございますので、沖洲マリントーミナルの廃棄物処分場跡地、空港用地、赤石の港湾用地並
びに赤石周辺では民地も含めて4カ所程度出てきておりますので、そういったところを委員は指されたので
はないかという形で理解しております。

長尾委員

この前の委員会等でも指摘をさせていただきました。安直に県の工業用地をすぐ手を挙げるというのでは
なくて、ここは有識者からも指摘をされていることであって慎重に対応していただきたい、このことを重ねて要
請して終わります。

中山副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(14時00分)